

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

令和4年7月29日

○出席委員（12名）

委員長	世古安秀	副委員長	南川則之
委員	濱口正久	委員	片岡直博
委員	奥村敦	委員	河村孝
委員	山本哲也	委員	中世古泉
委員	戸上健	委員	浜口一利
委員	坂倉広子	委員	坂倉紀男
議長	木下順一		

○欠席委員（1名）

委員 瀬崎伸一

○出席説明者

歳入

地方交付税（第10款）

国庫支出金（第14款）

- ・立花副市長
- ・中村企画財政課長、横田補佐、中村係長、中村主査

歳出

総務費（第2款）

民生費（第3款）

衛生費（第4款）

観光商工費（第6款）

教育費（第9款）

- ・立花副市長      ・小竹教育長
- ・勢力市民課長、片岡補佐、松川係長
- ・榎健康福祉課長、吉川副参事、北村副参事、大矢副室長、宮本係長、高島係長、中村係長、家田係長
- ・奥村農水商工課長、村山補佐
- ・岡本教委総務課長
- ・山下学校教育課長、武中補佐、三浦主査

特別会計及び企業会計補正歳出

(水道)

- ・立花副市長
- ・安部水道課長、河原補佐、奥村係長

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長 岩 井 太

(午前10時15分 再会)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

予算決算常任委員会を再会します。

なお、瀬崎伸一委員におかれては、欠席する旨の報告がありましたので、ご承知おき願います。

本日審査をします議案は、議案第20号、令和4年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）、議案第21号、令和4年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）の2件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

歳入における国や県の支出金については、各事業・取組による支出が伴いますので、歳出の部で質疑を行ってください。

質疑については、関連質問で進めていただき、質問内容が前後することがないように、進行についてご協力ください。

それでは、審査に入ります。

議案第20号、令和4年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）の概要と歳入について執行部の説明を求めます。

副市長。

○立花副市長 副市長の立花でございます。よろしくお願いいたします。

予算決算常任委員会の審査に当たりまして、私から補正予算の概要についてご説明申し上げます。

議案第20号、令和4年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出ともそれぞれ3億8,200万円を追加し、補正後の総額を122億5,200万円とするものです。

歳入予算につきましては、地方交付税で1億6,927万6,000円の増額、国庫支出金で2億1,166万円の増額、繰入金で106万4,000円の増額をそれぞれ計上しております。

歳出予算につきましては、総務費で1億9,416万1,000円の増額、民生費で971万9,000円の増額、衛生費で5,082万6,000円の増額、観光商工費で1億2,048万5,000円の増額、教育費で680万9,000円の増額をそれぞれ計上しております。

詳細につきましては各所管課長から説明させますので、ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 おはようございます。企画財政課長、中村です。よろしくお願いいたします。

歳入の説明に入る前に、今回の補正予算における地方創生臨時交付金につきまして補足を述べさせていただきます。口頭での説明となりますのでご了承ください。

令和4年度予算におけます地方創生臨時交付金につきましては、比較的自由度の高いもの、いわゆる通常分と呼んでおりますけれども、通常分が1億8,693万4,000円の交付限度額が示されました。これは、昨年度まで交付されてきたものと同様に、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業に充てる分としての配分、追加分も含めた額となります。とめ直しますと、通常分として1億8,693万4,000円でございます。

また、本年4月28日に閣議決定されましたコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として交付限度額が示されたものが8,652万5,000円でございます。通常分と合わせますと2億7,345万9,000円、これが本市の現時点における交付限度額となります。

前段で説明しました比較的自由度が高い通常分につきましては、当初予算及びこれまでの補正予算におきましても施設の消毒や抗ウイルスコーティング、相談員の配置、観光や漁業者支援など幅広い事業に充当してきております。しかし、後段で説明しました、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として交付されました8,652万5,000円、これにつきましては、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が生活者や事業者に直接的に及ぶ事業を対象とすることから、ある程度の要件が示されております。

臨時交付金のQ&Aでは、例えば感染拡大防止のための庁舎等における空調設備の更新や施設整備、それから行政手続のオンライン化などの支援につきましては、生活者や事業者に直接及ぶことが明らかでないため充当の対象外となります。こういう縛りがちょっとあります。

このように、同じ地方創生臨時交付金ではありますが、その活用には一定の条件があることから、今回の補正予算では、後段また歳出で出てきますけれども、とば市民応援券事業、それから学校給食運営事業にこの物価高騰分として充当をしております。

なお、前回の6月の予算決算常任委員会におきまして、臨時交付金についてどれぐらい残っているのかというご質問がありまして、そのときに2億円程度留保しているとお答えさせていただきましたが、今回の補正予算におきまして、予算ベースではございますけれども、本市における地方創生臨時交付金は全て予算化したということを申し添えます。

それでは、一般会計補正予算（第4号）の歳入について説明させていただきます。

補正予算書の6ページ、7ページをお願いします。

上から順次説明させていただきます。

10款地方交付税、1項地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税では、本補正で必要となる一般財源の財源調整としまして、普通交付税1億6,927万6,000円を増額するものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金ですが、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を活用し、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種を実施するための費用850万2,000円を増額します。

続いて、14款国庫支出金、2項国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金では、地方創生臨時交付金を活用し、とば市民応援券事業を実施する費用として7,671万6,000円を増額します。

次に、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金では、生活困窮者自立支援機能強化補助金を活用し、地域で生活困窮者支援を行う団体の活動を支援するための費用として550万円を増額します。

次に、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金では、地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍及び原油・物価高騰等の影響を受けている方々の水道料金を減免するための費用4,126万円を増額します。

次に、目5観光商工費国庫補助金、節2商工費補助金では、地方創生臨時交付金を活用し、中小企業デジタル化推進事業を実施するための費用7,287万3,000円を増額します。

次に、目8教育費国庫補助金、節6保健体育費補助金では、地方創生臨時交付金を活用し、学校給食における保護者負担を軽減するための費用680万9,000円を増額します。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金でございます。

目3ふるさと創生基金繰入金ですが、健康福祉課が実施するワクチン接種事業における備品購入費用として106万4,000円を増額します。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、歳入についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お伺いします。

先ほど企画財政課長の説明で、4月28日の閣議決定の原油・物価高騰の分ですけれども、これは8,652万円ということでした。これは丸々ほとんどまだ残つとるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 これも含めまして、今回の補正予算で全部予算化をしました。この8,652万5,000円につきましては、とば市民応援券事業と学校給食運営事業に充当をさせていただきました。

以上でございます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 この予算書では、地方創生臨時交付金1億9,765万円ということですか。

先ほどの企画財政課長の説明にもありましたように、6月議会で僕が聞いたときに2億円残っておりますということでした。ということは、2億7,342万9,000円、この原油・物価高騰と合わせてありますということでした。それで、今回1億9,765万円支出だから、あと8,000万円ぐらい残つとるという理解でよろしいのでしょうか。

○世古安秀委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 先ほども申しましたけれども、既に当初予算、それから補正予算で7,200万円程度だったかと思うんですけれども活用、充当しておりますので、残り全てを今回補正で上げさせていただいたということでございます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ああ、そうすると僕の理解が勘違いかも分かりませんが、これを合わせて2億円ぐらい残っていますという6月議会の答弁やったわけですか。原油価格・物価高騰分の8,652万円と、それと地方創生臨時交付金と合わせて2億円ぐらい残っておりますという理解でよろしいんですか。

○世古安秀委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 はい、そのとおりでございます。

○戸上 健委員 分かりました。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ないようですので、説明員交代のため暫時休憩します。

(午前10時28分 休憩)

---

(午前10時31分 再開)

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

歳出の審査に入ります。

初めに、2款総務費から4款衛生費について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。

○勢力市民課長 市民課、勢力です。よろしくお願いします。

では、早速ですけれども、補正予算書のほうは8ページ、9ページ、予算の概要のほうは4ページになります。予算の概要と提出させていただきました資料のほうでご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

予算の概要4ページの上段です。

2款総務費、1項総務管理費、目1一般管理費、中事業、一般管理経費(市民課)におきまして、予算額55万円をお願いするものです。

下段にありますとば市民応援券事業に係る事務において、職員の時間外手当分をお願いするものです。

主に、発送作業時の勤務体制が必要となるものです。

続きまして、下段で目13地域振興費、中事業、とば市民応援券事業で、予算額1億9,361万1,000円をお願いするものです。

提出させていただいている資料のほうでご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

事業概要といたしまして、コロナ禍における原油価格・物価高騰に直面する生活者の支援を目的として、市内での買物に使用できる「とば市民応援券」を全市民に配布させていただきます。

対象者は1万7,500人で、令和4年9月1日現在、住民登録のある方に配布をさせていただきます。

金額は1人1万円分、全て500円券で、前回、農水商工課がやっておりましたプレミアム付商品券と同様に、共通券と専用券という形で配布させていただきます。内訳としましては、共通券7,000円分、専用券3,000円分で、この専用券は鳥羽市内に本社、本店のある店舗のみ使えるという形になっております。

使用期間ですが、令和4年11月中旬から令和5年1月中旬予定とさせていただいており、中旬のできる限り早めに使えるように準備をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、登録する店舗なんですが、こちらについては広報とばで9月1日に募集をかけて、1か月かけて事業所のほうを募集する予定でいます。

予算の概要のほうに戻っていただきまして、その他の経費としまして、今回は全ての個人に郵送という形ですので、通信運搬費で680万4,000円、委託料、先ほど言わせていただきました対象店舗の登録とか、

あと換金作業の委託業務846万9,000円、その他、電算委託料で277万円を計上しております。

主な財源といたしまして、国庫補助金で、地方創生臨時交付金のうちコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用して行います。

以上です。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 健康福祉課の榎です。よろしく申し上げます。

今回の補正では、3款民生費で1,075万1,000円、4款衛生費で4,963万1,000円の増額を計上させていただいております。

補正予算の概要5ページの上段をお願いいたします。予算書は8、9ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、生活困窮者自立支援事業で550万円の増額を計上しております。

提出させていただきました資料も併せてご覧ください。生活困窮者支援活動団体助成事業という資料になります。

新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰の影響によって生じる生活困窮者を支援するため、新規事業として、地域で活動するボランティア団体等への活動経費の一部を助成する事業を行うものです。

支援対象となる団体は、市の自立相談支援機関、社協や生活支援係になりますけれども、そちらと連携が図られている地域の生活困窮者支援を行う団体を想定しており、支援の趣旨としては、支援ニーズが増大していることに加え、価格高騰による団体等の支出経費の増加が活動支援の量や質に影響しないようにしていただくために活用をしていただきたいと思いますと考えております。

助成額は、1団体50万円を上限として11団体程度を想定しておりますが、状況によって予算の範囲内で調整を図っていきたいと考えております。

財源は全額国の交付金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用していく予定です。

以上です。

○世古安秀委員長 健康福祉課、北村副参事。

○北村副参事 健康福祉課子育て支援担当の北村です。よろしく申し上げます。

それでは、補正予算の概要の5ページ下段をお願いします。

2項児童福祉費、3目児童福祉施設費、大事業1、保育所運営給与等管理費の保育所運営事業についてであります。

今回、421万9,000円を計上しております。

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響に伴い、不足することが見込まれる賄材料費を補正するものです。

以上です。

○世古安秀委員長 健康福祉課副参事、吉川副参事。

○吉川副参事 地域医療担当副参事、吉川でございます。よろしく申し上げます。

補正予算の説明に入る前に、少しだけお時間をいただければと思います。



現在、4回目接種を既に進めておりまして、今日も午後から桃取地区、明日の土曜日とあさつての日曜は答志地区で予定をしております。

これまでは60歳以上の方、または18歳から59歳までの基礎疾患をお持ちの方が対象とされておりましたが、先週22日金曜日なのですが、医療従事者及び高齢者施設等の従事者も対象者として追加されましたので、ワクチン接種を進めながら対象者の把握、日程の追加、医師や看護師などの確保、対象者への通知など、今のところその対応にも追われている状況でございます。

また、現在、9月末までとされておりますワクチン接種事業なのですが、10月以降につきましては、国からの通知によりますと実施する方向で調整しているという内容にとどまっておりますので、詳細な内容が決まり次第、委員の皆様にはご報告をさせていただきたいと考えております。

恐らく、委員の皆様の下にも市民の方からワクチン接種に関する問合せとか苦情等もあろうかと思っております。また、予約の支援も御協力いただいていると聞いております。大変ご迷惑をおかけしていると思っておりますが、委員の皆様には引き続きご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

少し長くなりましたが、衛生費についてご説明させていただきます。

補正予算の概要の6ページの上段をご覧ください。予算書は10、11ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業で956万6,000円の増額を計上しております。

これは、9月末までにかかる経費の不足分を計上するもので、主な経費として、医師・薬剤師・看護師などへの報償費550万円、市民が市外で接種した場合、その市町に支払うための委託料210万9,000円、また、ビデオ型喉頭鏡2台と診察台に係る備品購入費として106万4,000円を計上しております。

これにつきましては、ワクチンの接種後に体調が急変して気道を確保する必要があるときに使う挿管器具となります。現状の器具でも問題ないのですが、咽喉の画像を見ながら挿管ができますと、一刻を争う状況下で誤って食道などの器官へ挿管する心配もなくなるものと考えております。

幸いなことに、まだ挿管が必要となった症例はございませんが、今後も多くの市民の方の接種が控えておりますので、いざというときに先生方が安心して使用できるものを提供できるのではと考えております。

また、今、救護所に設置しておりますベッドも高さの低い簡易なものですので、診察台としては少し使いづらいということで、これを機に高さが調整できるものを配置したいということで計上しております。

これらの財源に関しましては、ふるさと創生基金繰入金となります。コロナのワクチン接種に活用いただきたいと、鏈様とさわやかシーサイドを運営しておりますウチヤマホールディングス様からそれぞれ50万円ずつ、合わせて100万円の寄附を頂き、ふるさと創生基金に積み立てておりますので、これを財源としております。

続きまして、補正予算の概要、同じく6ページの下段をご覧ください。予算書、同じく10、11ページになります。

3項水道費、1目水道費、水道企業会計補助金で4,126万円を計上しております。

地方創生臨時交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症対応による水道料金の減免3か月分、及び料金減免に係るシステム改修を行うための費用の補助金となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

質疑については、区切ってやっていきたいと思いますので、よろしく願いします。

まず、2款総務費についてご質疑はございませんか。

概要の4ページのところです。とば市民応援券事業関係だけです。これについてご質疑を受けたいと思います。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません、とば市民応援券事業なんですけれども、でよかったんですね。

○世古安秀委員長 はい。

○濱口正久委員 ちょっと確認なんですけれども、使用期間が11月の中旬からということで伺ったんですけれども、ちょっと確認の意味で。いつ頃配布されるのかということと、これ、配布方法ですね。確認をどうするかというのが。

○世古安秀委員長 市民課長。

○勢力市民課長 日にちから言いますと、発送は今、11月1日に送ればいいということで準備をしております。

説明のときも中旬というふうに書かせていただいていますけれども、期間が短いこともありますので、少しでも使用期間が延びるように発送日を少しでも早くして、使用期間もできたら11月初旬ぐらいから使えるようにしたいというような準備でやっておりますが、これについては事業所の選定であった部分の委託事務であったり、電算会社に打ち出し、封入・封緘作業する事務の日を最短で見積もってこういう形でさせていただいておりますが、少しでも長い使用期間になって早めに使えるようにしたいということで、ちょっとまだ日にちが確定していないところです。

以上です。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 郵送で送られると思うんですけれども、書留とか何か、本人を確認することとかあるんでしょうか。

○世古安秀委員長 市民課長。

○勢力市民課長 郵送で、全てもう1人ずつで郵送させていただきます。簡易書留でさせていただきますので、受け取りがないと取れないと。今回は2回配布に行ってもらえるように郵便局と今調整しております。ただ、少しでも早い使用期間をしてしまうと、まだ届いていない方が使用期間始まっとなのということで、そこをちょっと考慮していただきたいとは思っているんですけれども、そういう不具合が生じることも承知の上で、できたら届いた方々がすぐにでも使えるようにはしたいというふうに考えておるところです。

そこがもし、いや、それは駄目よということであれば、ご意見いただければまた今からの調整はさせていただけるかと考えております。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 今おっしゃったように、配布、届いていない人たちが不具合が出てくるとまずいと思うので、

しっかりとそのところが担保されて、ある程度確認が取れる、11月1日からとおっしゃいましたけれども、配布をして、11月の中頃からの予定は、使いたい人たちはやまやまやと思うんですけども、そこら辺のところはしっかりと、今後の予定次第やと思いますけれども、調整していただきたいなと思います。

○世古安秀委員長 関連でほかにございせんか。

坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 とば市民応援券の詳細はお伺いしたんですけども、この対象店舗のところ、別紙の、お伺いさせていただきたいと思います。

全業種で、事業者さんが登録したいというところなんですけれども、これは市民課さんが全部登録を承っていただけるのでしょうか。

○世古安秀委員長 市民課長。

○勢力市民課長 これは委託をするところでしていただく。今まで、地域振興券という形で3回ほど農水商工課のほうでもやっていたと思うんですけども、同様なやり方でやる方向で予定しています。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 そうすると、少し私たちが混乱を避けるために、プレミアム商品券等がありましたので意識がそちらのほうへちょっといってしまうんですけども、そうではなくて、事業者さんとしては、登録しているところでしたらどのような、手を挙げていただいた業者さんでしたら使っていただけますよというところで理解してよろしいのでしょうか。

○世古安秀委員長 市民課長。

○勢力市民課長 はい。坂倉委員言われたとおりで、今まで3回ほどやっておりますし、大体、大分浸透はしてきているのかなと思っています。新規でどれだけ参入していただけるかというところは、広報であつたりとか、こちらの周知の仕方も出てくるかと思いますが、そこについては委託するところでまた検討もしていただけるのかなと思っています。

(「ありがとうございます。委員長、最後に」の声あり)

○世古安秀委員長 坂倉広子委員、はい、どうぞ。

○坂倉広子委員 この商品券の周知は9月1日の広報とばでされるということでございましたので、高齢者の方にも、ちょっといろいろ聞く意識的に以前の感覚がどうしてもあるので、事業者さんも使ってもらいやすい、手を挙げていただいたところも使ってもらいやすいように、そして、使う人もこういうふうな形で1万円分が皆さんに使っていただけますよという、ちょっとポイント的な、目立つような何か広報にさせていただければありがたいなと思います。

なぜかという、高齢者の方も使っていただきやすいようにしていただくためには、例えば字を大きくしていただくとか、分かりやすいような書面というのにちょっと努力をしていただけたらと思います。答弁いただけたら。

○世古安秀委員長 市民課長。

○勢力市民課長 少しでも利用しやすいようには考えて……。ただ、今回はもう全ての方に郵送で送らせていただいて、その中にパンフレットであつたりとか使用できる、それは9月30日までに登録されたところしか一

且は表示はできないですけれども、その後の追加の部分についてはホームページ等で掲載をしていく予定ですが、全ての方に郵送しますので、皆さん把握していただけるかなというふうにちょっと今回は、前回は郵便局さんに買いに行ったりとかというところでちょっと見落とされる可能性もあったと思うんですけれども。

あと、また、簡易書留で送って返送、2回行って見えなかったらうちのほうに返送されますので、そのときはこちらからまた連絡等をして、少しでも全員に配布できるようにしていきたいと思っています。

また、あと議員の皆様、職員の部分については、ちょっと手渡しでできればな、ちょっとでも郵送料を減額できたらなというふうに思っていますので、その際にはご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(「ありがとうございます」の声あり)

○世古安秀委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 これまではプレミアつきで、市民が買わなければいけませんでした。今回は商品券で直送です。なぜそうなったんでしょうか。その理由は何でしょうか。

○世古安秀委員長 市民課長。

○勢力市民課長 私の考え方になってくか分かりませんが、プレミアム付商品券という形はどちらかというところと事業所さん支援というのに重きを置かれるんじゃないかなと。そのときに、市民の方には一部負担していただいて、その残りの部分を市のほうで補助して、商品券をちょっとでも拡大して事業所さんに使っていただくという意味合いがあるのかなと思っています。

今回はコロナ禍で原油価格の高騰であったりとか物価高騰による市民の生活の支援という形ですので、もうそういうプレミアムで買っていただくんじゃなくて、最初から最大限の補助という、交付できる金額を送るという形にさせていただいた。どちらかというところ、ちょっと違うんかも分かりませんが、10万円の定額給付金を交付したような形になるのかなと。今回、鳥羽市単独でやりますので1万円の交付という形になっておりますが、そういうふうには理解しております。

(「よく分かりました」の声あり)

○世古安秀委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、なければ、次に3款民生費についてご質疑はございませんか。

概要の5ページ上段、下段、6ページの上段までです。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません、生活困窮者自立支援事業なんですけれども、これ、社協と連携が取れている団体に11団体程度という話を伺いましたけれども、これ、いつ頃から申請がどのように始まって、申請期間があって、どういうふうには申請するのかというのは分かりますでしょうか。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 健康福祉課の宮本です。よろしくお願ひいたします。

今日、予算のほうをお認めいただきましたら、これから要綱のほう、詳細のほうを詰めていきたいというふうに思っています。8月中には要綱のほうをつくらせていただいて、遅くとも9月から募集のほうをスタートできるように尽力していきたいなというふうに思っています。

ただ、補助対象経費につきましては、国のほうからもう既に要綱が来ていますが、4月28日に遡って補助対象にすることができるというふうになっておりますので、例えば9月以降に事業を実施して、9月以降のものでないと経費に充てられないというわけではなくて、事業を採択させていただきましたら、4月28日に遡って補助対象にすることができるのかなというふうに考えています。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 申請方法はこれからということですね。分かりました。ありがとうございました。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 11団体程度を想定しているという説明だったんですけども、これは鳥羽市に所属している方でないと駄目なんでしょうか。市外の方でも大丈夫なんでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 社協とも事前に相談させていただいているんですけども、市のボランティア連絡協議会に加盟している団体を想定した中で予算建てをさせていただいております。

(「ありがとうございます」の声あり)

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 生活困窮に関する支援ニーズが多様化するとかって説明に書いてあるわけなんですけれども、支援団体からはどのような状況報告があつてこの事業を行う、この事業で対応するようになったかという、そのような、少しその説明をお願いしたいと思ひますけれども。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 今回の事業の趣旨が、物価高騰それから燃油高騰があつて、例えばこれまで子ども食堂であつたりとかフードバンクをされていたところの団体が、物価高騰によって物が買えなくなつてしまつて事業が継続できない、そういった場合に、そこを補助することで今後も継続して実施してほしいという思ひの下で実施をさせていただくものです。

直接こちらのほうに、例えば食料品が買えないとか物資が買えないとか、そういった声は直接上がつてきてはいないんですけども、社協のほうと事前に相談もさせていただいて、例えば生活困窮者支援の団体が今後こういう活動をしていくためにこの補助金をきつと使えるだろうというお話もさせていただきましたので、この事業を創設させてもらったという経緯があります。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 こういうコロナ禍とかいろいろな状況の中で、地域で活動する団体というのは本当に常日頃、慢性的にそのような状況があるというのも、そのような形の中でこの事業を行うということでは、いい事業だ

と私は思っています。よろしくをお願いします。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

保育所運営事業、次のページ、6ページの上段の新型コロナウイルスワクチン接種事業についても質疑はオーケーです。

(「してもいいんですか。質問してもいいんですか」の声あり)

○世古安秀委員長 はい、民生費は。

(「順番でいかないと」の声あり)

(「いいですか」の声あり)

○世古安秀委員長 えっ、総務費。今、民生費やっていますから。衛生費は別やと思いますけれども。ああ、すみません、そうですね。コロナワクチンは後ですね。衛生費のほうです。5ページ。はい、どうぞ。

坂倉広子委員、はい、どうぞ。

○坂倉広子委員 すみません、保育所の運営事業で、賄材料のことでお伺いさせていただきます。

こういうふうに手を打っていただいたことに、ありがとうございます。

主にこの賄材料になってきますと、主食になる、主食というか小麦粉とか、何かそういうふうなものがやはり上がってきているということなんでしょうか。すみません、ちょっと細かいこと聞いて申し訳ないですが。

○世古安秀委員長 北村副参事。

○北村副参事 この分析は私ではなくて、うちの小林管理栄養士の分析なんですけれども、今回、賄材料費が上がっている要因なんですけど、まず、野菜全体に係る費用が増加しております。それで、タマネギやキャベツ、ネギ等の単価の高騰をはじめ、単価の上昇が影響している。使用量が多いため、価格上昇分の影響は4%程度であると。

次に、油や小麦粉などの単価が上昇している。中でも、油の単価は上昇率50%程度。価格上昇分の影響は0.4%程度。

魚、サワラの単価が上昇している。保育所の魚の中で使用頻度の高いサワラで比較すると、4.9%上昇している。

あと、おやつ菓子と飲み物に係る費用について、菓子は6%程度上昇しているものがあるが、牛乳は大きな変動はないというふう聞いております。

以上です。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員、どうぞ。

○坂倉広子委員 詳しく教えていただいてありがとうございます。

また、本当に子供たちの栄養に関して、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかに関連でございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ご質疑もないようですので、次に4款衛生費についてご質疑を受けたいと思います。

6ページ下段です。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○世古安秀委員長 ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。

(午前11時00分 休憩)

---

(午前11時06分 再開)

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、6款観光商工費、9款教育費を審査します。

担当課長の説明を求めます。

農水商工課長。

○奥村農水商工課長 農水商工課、奥村です。よろしくお願ひいたします。

予算書10ページ、11ページ、予算の概要7ページ上段をお願いします。

6款観光商工費、項2商工費です。目1商工総務費の商工一般管理経費は、下段にあります中小企業デジタル化推進事業の実施により事務量の増加が見込まれることから、時間外勤務手当として38万5,000円を補正するものです。

続いて、7ページ下段、目2、中小企業デジタル化推進事業では、コロナの影響を受けている市内経済の活性化及び事業所における電子決済の導入を促進するため、スマホ決済によるポイント還元キャンペーンとキャッシュレス決済を導入した事業所への奨励を行うものであります。

それでは、事前に提出をしております農水商工課資料によりまして、ここに至る経緯等含めご説明いたします。

なお、後で資料2というのを提出させていただきましたが、こちらは資料提出後に議員さんから、そもそもスマホ決済のポイント還元のやり方が分かりづらいのということで、追加で出させていただきました。こちらは説明をいたしませんので、参考にご確認ください。

それでは、A3の横の資料のところでございます。

表面には、縦軸に国・県・市とございますが、国の欄につきましては、内閣府が令和4年4月26日に発表しましたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の内容を掲載したものでございます。

その下の県の欄は、県から発表されております原油価格等高騰対策の内容を掲載しています。

その下の市の欄ですが、こちらは当初予算以降の市の産業振興策を抜粋したものでございます。

国はということをやるかといいますと、横軸に記載しておりますように、農林業、水産業、あと商工業全般と、その中でも物流・交通関連、観光関連、生活関連・その他というところに対して、影響が大きい業種ということで一定の絞り込みを行いまして、それぞれに応じた支援を行っていく形です。

また、国の商工業全般にわたっている欄があるかと思えますけれども、賃上げ・価格転嫁対策というのを全般的にやるということで、①賃上げ促進の税制で奨励すると。それから、補助金の補助率の引上げ。それから③番、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に価格に転嫁するよう指導等をしていくということが書いてございます。

それでは、続きまして、その下の県の欄ですが、商工業のところを見ていただきますと、生産性の向上ですとか業態転換というのを既に補助としてやっているわけなんです、そこに原油価格・物価高騰の対応枠を追加しまして補助限度額を引き上げるということをやったり、省エネ・再エネ等の設備の導入を促進する補助金を設けるという具体的な支援策を展開してまいります。

こういった形で、国・県である程度方向性、具体策が示されている状況で、市に配分されました臨時交付金をもって市はどういう支援を行うのか、検討した経緯を裏面にまとめております。裏のほうをご覧ください。事業所支援策等検討にあたっての考え方という左の部分です。

再掲となりますが、国の方針ですが、先ほど説明を省略させていただきましたが、国は燃料高騰の影響が大きい業種への支援をする。それから、原材料、エネルギーコストを適正に価格に転嫁させるよう、我慢しないでとか抑えつけないでというふうなことで指導していくと。また、優越的地位の濫用、買ったたきなどの取締り強化。それから、賃上げを税制等により促進。こういう方向でございます。

それを受けまして、市のコロナ対策本部経済対策部会の中では、ポツの一つ目ですが、適正な価格転嫁の実施またはエネルギーコストの低減策、そういったところでないと思われれば根本的な解決にならないと思われる。そういうところには、国の指導や国・県の制度が入ってきます。また、その中で、市で実施可能な事業所のコスト削減方法は何だろうかというような話をしました。

続きまして、コロナ禍の行動制限期間における売上げ減少、行政のほうで行動に抑制をかけるときの売上げ減少と異なりまして、高騰の期間とか規模等がもう不透明であると。それから、適正にもう価格転嫁をしましたよという事業所へ支援する必要性はどうなんだろうかというような話をしました。

事業規模にそぐわない一定額の支援金という形にするよりも、消費を喚起して経済を循環させる事業のほうに適切なのではないかという議論をいたしております。

例えば、ここにちょっと書いておりませんが、群馬県前橋市のほうでは、業種を指定しまして、そこに支援金を出したりしております。例えば、農林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、卸売・小売、宿泊、飲食、サービス、その他みたいな形で業種を指定して、一律の支援金を出す施策を実施しております。

こういった方法を鳥羽市で実施しますと、事業所数が約1,000社となりまして、それは個人事業主を入れない状態で1,000社あります。そうしますと、1社につき10万円支援金を出すともう終わってしまうなというような状況でございます。

また、そこに書いてございませんが、津市では、燃料費が10万円を超える証拠書類を確認して10万円という、そういう支援策をしておりますが、そういった形ですと人員の関係でもちょっとやり方としては厳しいなというような議論もいたしました。

続きまして、その次のポツです。

賃上げが容易に実現するとは考えられないと。国の方針で賃上げを促進していこうということはどういうことかという話でもありますが、なかなかそれは難しいやろうなということで、物価高騰の影響を最後に引き受けるのは家計やなということで、家計支援が必要やというような話をしております。

このような議論をしました結果、下の丸のところですが、事業所には臨時交付金の通常の枠で消費喚起策を打っていく。家計のほうは、既に説明があったと思いますけれども市民応援券事業を高騰の枠で。両者共通と



して、水道基本料金の減免という形となっております。

事業所への消費喚起策ということで、臨時交付金額そのままを支援するというのではなくて、観光客、県民、市民の消費を促す形で、交付金額以上の効果となるようなもので検討するというで進めてまいりました。

ということで、右側、やっとな事業の説明になるんですが、その消費喚起策としまして中小企業デジタル化推進事業を実施したいと思います。

内容としましては、とばまるとくキャンペーンというものと、キャッシュレス決済奨励金の二本立てとなっております。

とばまるとくキャンペーンは、趣旨として、市内事業所への誘客効果のアップを狙ってまいります。

1点目、伊勢志摩ジャンボというのを観光、広域のほうでやってまいります。そういったものが当たったときにさあ、どこで使うとかいうときに、購買意欲の高まっている観光客を、鳥羽のほうでこういうことをやっているの鳥羽で使ってもらえないかという意味がございます。

それから、2点目は、この時期鳥羽では鳥羽の日・鳥羽の月というのをやっておりますので、それと同時にスタートすることで、市内店舗がさらに幅広いターゲットを獲得できるんじゃないかということでございます。

概要ですが、スマホ決済事業者大手の決済で20%、ポイント還元は1回1,000円を上限、また、期間中に1決済事業者当たり1万円を上限という形で進めてまいります。

このキャンペーンですが、ちょっと書いてございませぬが、スマホ決済事業者への委託という形となりまして、余裕を持って事業費1億1,300万円の事業費を見込んでおります。そのうち9割程度が還元するポイント金額、1割程度が店舗の告知ツールなどの準備に必要な各社の管理運営費となります。

その図のところ、対象となるスマホ決済事業者、A社、B社と書いておりますが、契約までちょっと社名のほうを出せないというような形になっておりますので、部外秘として仮の名前で、市内でその決済を取り入れられる事業所の数を、情報を掲載させていただきました。ちょっとこの後ご質問いただきましたら、社名のほうは口にできませんのでよろしくお願いいたします。

続いて、事業所向けの奨励金ですが、右上の囲みでございます。

キャッシュレス決済推進奨励金ということで、とばまるとくキャンペーンへの参加奨励に併せて、キャッシュレス決済の一層の推進によるメリットの享受ということで、キャッシュレス決済を進めますと現金取扱いの手間や時間の削減、消費者がお金を持っていないよというときでも機会を喪失しない、現金を介した接触機会の削減等が挙げられます。

ということで、概要としまして、令和4年4月1日、今年度、新規または、例えば1社のスマホ決済をやっているときに追加でもう1社というときに、キャッシュレス決済を導入する事業所に奨励金を2万円としたいと思っております。

こちらの算定方法なんですが、左下のところに米印で書かせていただいております。説明はちょっと省略させていただきます。

最後、右下のところに移っていただきまして、実施期間ですが、9月から奨励金の受け付けを始めるほか、市民の方でちょっと分からへんよという方がいらっしやると思いますので、スマホ教室を開催して、アプリのダウンロードとか使い方の説明を行いたいと思います。そういった形で、利用者、事業所の両面から利用促進

を行ってまいります。

その後、とばまるとくキャンペーンを10月の鳥羽の日・鳥羽の月と同時にスタートし、とば市民応援券へとつなげていくスケジュールとなっております。

以上でございます。

○世古安秀委員長 学校教育課長。

○山下学校教育課長 じゃ、続いてお願いします。学校教育課、山下です。

7月補正予算、9款教育費について説明いたします。

補正予算書は10ページ、11ページ、補正予算の概要は8ページをご覧ください。

9款教育費、6項保健体育費、4目学校給食費、中事業名、学校給食運営事業及び学校給食運営事業（中央調理場）につきましては、関連がございますので併せて説明いたします。

コロナ禍における原油価格・物価高騰に伴い給食食材が高騰していることから、今後も栄養バランスや量を保った安心・安全な学校給食の提供が行えるよう、また、保護者への負担とならないよう給食費を据え置き、9月から来年3月までの価格上昇分を賄材料費として補正します。

答志調理場及び神島小中学校、菅島小学校分として66万円の補正と、中央共同調理場分614万9,000円の補正をお願いします。

なお、食材費の補填に係る財源は、地方創生臨時交付金を活用します。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

質疑を受けたいと思いますが、まず初めに6款観光商工費についてご質疑はございませんか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません、これ、中小企業デジタル化推進事業なんですけれども、電子決済を導入した事業所に対して奨励金を交付するための費用というところで、募集が9月からかな、やと思うんですけれども、これ、電子決済をそれ以前、9月1日以降に導入した企業に奨励金を出すということですか。

○世古安秀委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 年度の考え方で、4月1日以降とさせていただきたいと思います。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 1事業所当たりの奨励金が2万円ということは、もうこれは一つの、1事業所に対して、どんなやつを入れても限度額として2万円という交付でよろしいんでしょうか、考え方としては。

○世古安秀委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 はい。おっしゃるとおりです。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 同じく、同じところなんですけれども、今回、一般財源が4,700万円導入されます。単純に先ほど財政課長の説明あったように、地方創生臨時交付金の枠がいっぱい、その分を4,700万円、一般財源から持ち出すということなのか。

なかなか事業、消費喚起も狙いながら、行く行くはキャッシュレス決済が市内に広がれば観光客誘致にも有利になってくるという思いもあるのかなというところでの一般財源の持ち出しなのか、その辺の考え方をもう少し詳しく教えてください。

○世古安秀委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 委員おっしゃられるとおり、こういうことをこういうタイミングで、よりキャッシュレスが進んで、今のニーズに沿った形にしていくというのが大事やと思っております。そういう意味はもちろんございます。

ただ、企画財政課のほうとちょっと話をする中では、追加の交付金が来る見込みがあつて、ちょっとそちらも想定しながら一般財源も充てているというようなことは聞いておりますので、そういう意味もあるということとさせていただきます。

○世古安秀委員長 河村委員。

○河村 孝委員 ということは、後ほど財源更正があるかもということによろしいですか。

○世古安秀委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 はい。かもということで、おっしゃるとおりです。

○世古安秀委員長 河村委員。

○河村 孝委員 以上です。分かりました。

○世古安秀委員長 ほかに。

山本委員、どうぞ。

○山本哲也委員 これ、多分松阪さんがキャンペーン、これ、年明けぐらいから、昨年度になるのかな、やっとなかかなと思うんですけども、これやっていくに当たって、多分他地区のところも研究されてしとったかと思うんですけども、この狙つとるところの部分ですとかそういったところというのは、例えば松阪さんのほうでは出とったよとかという、何か参考にしたようなこととかあるんですか。

○世古安秀委員長 村山課長補佐。

○村山課長補佐 農水商工課、村山です。よろしくお願ひします。

松阪市さんにはお話のほうを聞きに行きまして、キャンペーンのやり方等お聞きしまして、松阪市さんは2社でやられたということで、主にはキャンペーンが始まるまでの事務手続の部分をお聞きして、あと、そのキャンペーンの効果というのはその後決済会社のほうからいただけるんですが、それは出してもらえなかったというか、松阪市さんのデータなのでもらえなかったというところでは。

以上です。

○世古安秀委員長 山本委員。

○山本哲也委員 すみません、もらえなかったデータもあるということやと思うんですけども、大体狙えるところは参考にしながら、2社やったんを今回鳥羽の場合は4社というところで、4社、名前は出せませんということやったんですけども、これ、数字もある程度書いてもらっていますけれども、これは登録が多いところから大体A、B、C、Dと出ていると考えてもよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

先ほどのちょっと補足になりますけれども、今回1億円を超える金額になっておりますが、ポイント還元に恐らく1億円程度、最大でという形の予算要求をさせていただいています。20%のポイント還元ですので、観光客、市民、県民が使ってもらった額も入ると5億円程度の効果があるのかなということで、松阪市さんも普通に支援金としてほんと渡すよりも、こういう方向を選んだのかなというふうに思っています。

○世古安秀委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、9款教育費についてご質疑はございませんか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 これ、学校給食運営事業の賄材料費の高騰分やと思うんですけれども、これはいつからの分を想定して、いつからいつまでの分をどの程度というのは金額的に分かるのでしょうか、1週間当たりとか。

○世古安秀委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 お答えします。

本来、9月から来年3月のほうの賄材料費を想定しています。ただ、物価高騰に関しましては、もう令和3年から徐々に始まっておりますので、そこら辺も加味した中でのものとなっております。

あと、今回上昇分に関しましては、農水省のホームページのほうで物価上昇の今後の分というのが、一応15%の見込みがありますので、それも加味した中での計算等々となっております。

以上です。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 一応、9月から15%程度の上昇率を加味してということですね。分かりました。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ないようですので、説明員交代のため暫時休憩します。

(午前11時26分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

企業会計補正予算の審査に移ります。

議案第21号、令和4年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第1号)について、担当課長の説明を求めます。  
水道課長。

○安部水道課長 水道課、安部です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第21号、令和4年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。

補正予算書の1ページ及び補正予算の概要をご覧ください。

補正予算書1ページの第2条収益的収入及び支出の補正といたしまして、収入では第1款水道事業収益、第1項営業収益で4,126万円の減額補正を行い、第2項営業外収益で同額を増額し、調整しております。

次に、第3条他会計からの補助金の補正で、一般会計から補助を受ける金額を増額補正しております。

補正予算の詳細につきましては、予算書7ページの令和4年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書、及び提出いたしました資料で説明させていただきます。

予算書7ページと提出資料をお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益で4,126万円の減額補正を行います。

市民生活や地域経済がコロナ禍からの回復を目指している中で、昨今の物価高騰等により新たな苦境に立たされていますことへの対策といたしまして、水道基本料金を3か月間免除することで、生活者や事業者の負担軽減を図るものでございます。

また、項2営業外収益、目2他会計補助金で同額の4,126万円の増額を計上しております。

これは、基本料金免除による水道事業の経営上の影響を抑えるために、一般会計からの補助を受けるものでございます。

なお、令和4年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）を反映させ、営業活動、投資活動、財務活動の流れを表したキャッシュ・フロー計算書を4ページに、財政状況を示す予定貸借対照表を5ページから6ページに掲載させていただいておりますので、ご覧おきください。

以上、令和4年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

（「資料」の声あり）

○世古安秀委員長 課長、これ、資料のほうの、提出資料の説明は。

水道課長。

○安部水道課長 すみません、さきに提出させていただきました資料についてご説明させていただきます。

水道基本料金の免除（3か月）についてでございます。

市民生活や地域経済がコロナ禍から回復を目指している中で、昨今の物価高騰等により新たな苦境に立たされております。こうしたことへの対策といたしまして、3か月間の水道基本料金を免除することにより、生活者や事業者の負担軽減を図るものでございます。

2番目の対象者といたしまして、令和4年6月現在でございますが、8,779件、減額期間は令和4年8月から10月の使用分。所要額といたしまして、税込みで約4,126万円でございます。

財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

一番下の資料3でございますが、根拠規定といたしまして、鳥羽市給水条例におきまして、第34条「管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。」によるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、これで付託された案件は全て説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、採決に入る前に、説明員交代のため暫時休憩いたします。

(午前11時34分 休憩)

---

(午前11時36分 再開)

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第20号、令和4年度鳥羽市一般会計補正予算(第4号)について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号、令和4年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第21号については原案どおり可決することに決定しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましてはご一任を願います。

これをもちまして予算決算常任委員会を散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時37分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年7月29日

予算決算常任委員長      世   古   安   秀